

**三重県公文書管理規程の一部改正（案）について**

**1 改正の趣旨**

令和5年度の組織改正への対応のため、以下のとおり公文書管理規程を改正する。

**2 改正内容**

文書の発信者名【別表第2】及び文書の記号に関する規定【別表第3】を改正する。

**3 施行期日**

令和5年4月1日

**4 三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表**

改 正 後	改 正 前																		
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第28条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第30条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 三重県公文例規程第2条第3号ハに規定する指令文書及び同条第4号に規定する普通文書には、<u>副総括文書管理者が別に定める記号</u>を付け、総合文書管理システムによって番号を付ける。ただし、指令には、記号の上に「三重県指令」の字句を冠する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>その1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">例示</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛</td> <td style="text-align: center;">部（局）長</td> </tr> </tbody> </table>	例示	発信者名	(略)	(略)	1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）		2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛	部（局）長	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第28条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第30条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 三重県公文例規程第2条第3号ハに規定する指令文書及び同条第4号に規定する普通文書には、<u>別表第3に定める記号</u>を付け、総合文書管理システムによって番号を付ける。ただし、指令には、記号の上に「三重県指令」の字句を冠する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>その1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">例示</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は</td> <td style="text-align: center;">最高デジタル責任者</td> </tr> <tr> <td>当該地方公共団体の議会の長宛</td> <td style="text-align: center;">部（局）長</td> </tr> </tbody> </table>	例示	発信者名	(略)	(略)	1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）		2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は	最高デジタル責任者	当該地方公共団体の議会の長宛	部（局）長
例示	発信者名																		
(略)	(略)																		
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）																			
2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛	部（局）長																		
例示	発信者名																		
(略)	(略)																		
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）																			
2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は	最高デジタル責任者																		
当該地方公共団体の議会の長宛	部（局）長																		

	てのものを除く。)	総務部デジタル推進局長		てのものを除く。)	環境生活部廃棄物対策局長
3	個人又は団体の長宛てのもの	進局長		3	個人又は団体の長宛てのもの
4	部(局)長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通スポーツ推進局長	地域連携・交通部スポーツ推進局長		4	最高デジタル責任者、部(局)長並びに環境生活部廃棄物対策局長、地域連携部スポーツ推進局長、地域連携部南部地域活性化局長、雇用経済部観光局長、
	環境生活部環境共生局長、医療保健部理事及び県土整備部理事(以下「部(局)長等」という。)	地域連携・交通部南部地域振興局長			環境生活部環境共生局長、雇用経済部観光局長
5	本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの	環境生活部環境共生局長		5	本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの
6	その他部(局)長等名によることを適当とするもの	医療保健部理事 県土整備部理事		6	その他部(局)長等名によることを適当とするもの
その2 (略)				その2 (略)	

【参考】三重県公文書管理規程（抜粋）

（文書の発信者名）

第18条 文書の発信者名は、三重県事務決裁及び委任規則（平成14年三重県規則第36号）により地域機関の長に委任されているものを除き、原則として知事名を用いなければならない。ただし、三重県公文例規程（昭和35年三重県訓令第15号）第2条第4号に規定する普通文書の発信者名は、別表第2の例によることができる。

（文書の記号及び番号）

第28条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第30条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。

(1) (略)

(2) 三重県公文例規程第2条第3号ハに規定する指令文書及び同条第4号に規定する普通文書には、別表第3に定める記号を付け、総合文書管理システムによって番号を付ける。ただし、指令には、記号の上に「三重県指令」の字句を冠する。

2・3 (略)

別表第3（第28条関係）

改正後	改正前
(副総括文書管理者が別に定める記号) (本庁用)  総務部 (総務)	別表第3（第28条関係） (本庁用) <u>防災対策部 (防災)</u> <u>戦略企画部 (戦略)</u> 総務部 (総務)

<p><u>政策企画部</u> (政策)</p> <p><u>地域連携・交通部</u> (地交)</p> <p><u>防災対策部</u> (防災)</p> <p>医療保健部 (医保)</p> <p>子ども・福祉部 (子福)</p> <p>環境生活部 (環生)</p> <p>農林水産部 (農林水)</p> <p>雇用経済部 (雇経)</p> <p><u>観光部</u> (観光)</p> <p>県土整備部 (県土)</p> <p>出納局 (出納)</p> <p>(地域機関用)</p> <p>法務・文書課長の定めるところによる。</p>	<p>医療保健部 (医保)</p> <p>子ども・福祉部 (子福)</p> <p>環境生活部 (環生)</p> <p><u>地域連携部</u> (地域)</p> <p>農林水産部 (農林水)</p> <p>雇用経済部 (雇経)</p> <p>県土整備部 (県土)</p> <p><u>デジタル社会推進局</u> (デジ社)</p> <p>出納局 (出納)</p> <p>(地域機関用)</p> <p>法務・文書課長が定めるところによる。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------